

景気対応緊急保証制度の終了と 今後の保証制度等の取扱いについて

景気対応緊急保証制度の取扱いは平成23年3月31日をもって終了いたしますが、当協会では、4月以降も100%保証のセーフティネット保証5号、小規模企業向けの小口保証制度、創業者向けの保証制度、80%を保証する一般保証制度などを活用し、中小企業の皆様を積極的に支援して参ります。

なお、借換保証や条件変更についても、引き続き積極的に推進して参ります。

○平成23年4月以降のセーフティネット保証5号の変更について

◆指定業種

48業種

現在の景気対応緊急保証制度の対象業種は、ほぼ全業種（産業分類中分類で82業種）が該当しておりますが、48業種に減少いたします。年度末までに利用をご検討されている方は、保証申込の集中が予想されますので、早めのお申込をお願いいたします。

※指定業種一覧は別紙1をご覧ください。

◆指定期間

平成23年4月1日～平成23年9月30日

◆認定基準

(イ) 指定業種に属する事業を行っており、最近3ヶ月の月平均売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者

(ロ) 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者

※利益率（ハ）、新型インフルエンザ（ニ）、2年前売上高（ホ）、鳥インフルエンザ（ヘ）に係る認定は、削除されます。詳細については別紙2をご覧ください。

○ご質問・ご相談は、以下の担当窓口で受付しております。

本店営業部 TEL:023-647-2240

新庄支店 TEL:0233-22-3171

米沢支店 TEL:0238-23-7630

酒田支店 TEL:0234-22-7644

長井支店 TEL:0238-84-1674

鶴岡支店 TEL:0235-22-6122

確かなサポート 明日への躍進 応援宣言



<http://www.ysh.or.jp/>

セーフティネット保証の指定業種について

(中小企業信用保険法第2条第4項第5号の指定業種について)

指定期間：平成23年4月1日～平成23年9月30日

セーフティネット保証5号の対象は、特に業況の悪化している以下の業種に属し、かつ、売上が一定程度以上減少している要件等(別紙2参照)を満たす中小企業。業種基準については平成23年度上半期に限り、現行の景気対応緊急保証の業種基準を更に緩和して適用。

※指定業種における産業分類番号は、日本標準産業分類の旧分類(平成14年3月改訂)

産業分類 中分類番号 (参考)	指 定 業 種
05	鉱業
06	総合工事業
07	職別工事業(設備工事業を除く。)
08	設備工事業
10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く。)
12	衣服・その他の繊維製品製造業
13	木材・木製品製造業(家具を除く。)
15	パルプ・紙・紙加工品製造業
16	印刷・同関連業
18	石油製品・石炭製品製造業
20	ゴム製品製造業
21	なめし革・同製品・毛皮製造業
22	窯業・土石製品製造業
23	鉄鋼業
25	金属製品製造業
26	一般機械器具製造業
27	電気機械器具製造業
28	情報通信機械器具製造業
29	電子部品・デバイス製造業
30	輸送用機械器具製造業
31	精密機械器具製造業
37	通信業
38	放送業

39	情報サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業
42	鉄道業
43	道路旅客運送業
44	道路貨物運送業
45	水運業
48	運輸に附帯するサービス業
49	各種商品卸売業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。）第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
50	繊維・衣服等卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
51	飲食料品卸売業
52	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
56	織物・衣服・身の回り品小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
60	その他の小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
68	不動産取引業
69	不動産賃貸業・管理業
73	医療業
76	学校教育
77	その他の教育、学習支援業
84	娯楽業（適正化法第2条第1項第7号（まあじゃん屋を除く。）及び第8号（ゲームセンターを除く。）、第6項第2号、第3号及び第6号、第7項第1号並びに第8項から第10項までに規定する営業、競輪・競馬等の競走場、競技団、芸ぎ業（置屋及び検番を除く。）、場外車券売場、場外馬券売場、場外舟券売場並びに競輪・競馬等予想業を除く。）
85	廃棄物処理業
86	自動車整備業
88	物品賃貸業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
89	広告業
90	その他の事業サービス業（集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）並びに芸ぎ周旋業を除く。）

〔認定基準の変更点〕

	平成 23 年 3 月 31 日まで	平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日
イ	指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の月平均売上高等が前年同期比 <u>3%</u> 以上減少の中小企業者。	指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の月平均売上高等が前年同期比 <u>5%</u> 以上減少の中小企業者。
□	指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。	指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
ハ	指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間（算出困難な場合は直近決算期）の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比3%以上減少の中小企業者。	削除
ニ	指定業種に属する事業を行っており、新型インフルエンザの影響を受けた後、3か月間の売上等が前年同期比で3%以上減少の中小企業者。	削除
ホ	指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の月平均売上高等が2年前年同期比3%以上減少の中小企業者。	削除
ヘ	指定業種に属する事業を行っており、鳥インフルエンザの発生に起因して、その事業に係る影響を受けた後、最近1か月間の売上高等が前年同月に比して3%以上減少しており、かつ、その2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して3%以上減少することが見込まれる中小企業者。	削除